

# 合併協議会だより

発行 / 上島合併協議会 〒794-2592 愛媛県越智郡弓削町下弓削210番地 弓削町役場内 TEL0897-77-2500 FAX0897-77-4011

## 第10回協議会の結果

1月22日、生名島開発総合センターにおいて、第10回上島合併協議会を開催しました。はじめに、木下会長があいさつを行い、事務局報告、幹事会報告を行い、その後議事に入りました。

### 【協議事項】

次のとおり確認しました。  
協議項目第10号

### 地域審議会の設置について

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会を、新町において設置する。地域審議会の設置及び運営に  
関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する事項」とおりとする。



第10回協議会(1月22日・生名島開発総合センター)

### 協議項目第11号

#### 新町建設計画について

新町建設計画を別添のとおり定める。

### 協議項目第15号

#### 一部事務組合の取扱い(その3)について

越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。

なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。

### 協議項目第21-11号

#### 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについて

1. 新町において、高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉の向上を図るため、サービスマスターの充実を図るものとする。
2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。
3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡を図れるよう合併時に調整するものとする。

### 協議項目第21-16号

#### 各種事務事業(環境衛生関係事業)の取扱いについて

1. ごみ分別・収集及びごみ処理に関する諸制度については、当面現行のとおりとし、新町において事業の一元化に向け見直しを行うものとする。

### 協議項目第21-18号

#### 各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて

2. ごみ処理に関する施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3. 畜犬業務等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4. 火葬場業務については、当面現行のとおりとし、新町において業務の一元化に向け見直しを行うものとする。

### 協議項目第21-18号

#### 各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて

1. 農林水産振興事業について、同一又は類似する事業はその振興を図るため、統合又は再編を基本に、また、基盤整備、団体育成事業については、継続を基本に次の区分により調整する。
  - (1) 国又は県の補助事業及び継続事業については、新町においても引き継ぎ実施する方向で調整する。
  - (2) 各町村の単独事業については、合併時に調整する。
  2. 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
  3. 農林水産業の振興に関する各種計画については、新町において新計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
  4. その他の農林水産関係事務及び事業については、次の区分により調整する。
    - (1) 現行のとおり新町に引き継ぐもの
    - (2) 合併時に調整するもの
    - (3) 新町において調整するもの

各種事務事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて

1. 商工会及び観光協会については、統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。
2. 中小企業利子補給制度については、岩城村の例を基本に調整するものとする。
3. 観光関連施設及び観光イベントについては、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を尊重し調整するものとする。

各種事務事業（上・下水道事業）の取扱いについて

1. 上水道事業  
上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2. 下水道事業  
(1) 下水道事業については、現行のとおり引き継ぐものとし、新町において全体計画の見直しを行うものとする。  
(2) 受益者負担金、下水道使用料等については、当面現行のとおりとし、新町において統一するよう調整するものとする。  
(3) 下水道施設改修資金融資あっせん及び利子補給制度については、合併時に廃止する。

各種事務事業（指定金融機関）の取扱いについて

株式会社愛媛銀行弓削支店とする。

各種事務事業（第3セクター）の取扱いについて

株式会社いきなスポレク及び株式会社いわぎ物産センターについては、当面現行のとおりとする。

第11回協議会の結果

2月12日、岩城村生活文化センターにおいて、第11回上島合併協議会を開催しました。はじめに、木下会長があいさつを行い、次に事務局報告、幹事会報告を行い、その後議事に入りました。

【議決事項】

議案第11号

平成15年度上島合併協議会補正予算（第2号）について

平成15年度の予算総額に五百五十万円を追加し、予算総額を二千八百七十万円とすることを可決しました。

【協議事項】

協議項目第22号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）について、別紙のとおり提出する。

【その他】

- ・合併調印式について
- ・今後のスケジュールについて
- ・住民説明会について

上島合併住民説明会

2月14日、15日の2日間、4ヶ町村において上島合併住民説明会を実施しました。

今回の住民説明会の目的は、合併を間近に控え、地域住民の合併に対する理解をより一層深めるため、これまでの協議会の協議の結果や建設計画の概要説明などを行うというものです。

はじめに、地元町長があいさつを行い、協議会で確認された協議項目の概要説明（これまでの経緯及び協議結果、今後のスケジュール等）の後、意見交換が行われ、新町誕生後に対する意見・要望が出されました。

住民説明会で出された意見は次のとおりです。

紙面の都合上、すべての意見を掲載することはできませんので、ご了承願います。

Q. 各町村には多くの各種団体があり、これを離島でありながら、「一つにまとまるものは一つにしない」というのが、交通費等多くの経費がかかり困難ではないか。

A. 困難とは思うが、団体の性格、形態によっても違うものであり、例えば婦人会等は、上部団体との関係もあるので、いろいろ検討しなければなりません。行政としては、なるべく一本となるよう調整していきますが、その団体の性格、形態を考慮しながら検討、協議していき、できるものから順次統合できるように調整に努めます。

Q. 公営診療所・救急業務の維持には多くの経費がかかり、維持できるのか不安である。

A. 離島の合併で大変であるが、特殊事情もあり、現サービス水準を低下させないよう維持するよう努めます。

Q. 公共下水道事業の各戸へのつなぎこみの個人負担は、どうなるのか。

A. 原則、今までの補助等を新町に引き継ぐこととしているので、特に変更はありません。

要望事項等

- ・地域審議会の委員の選出については、新議員の推薦により、選出してもらいたい。
- ・使用料・手数料など、負担は低く、サービスは高く」を基本として、調整に努めて欲しい。

合併住民説明会参加状況

2月15日(日)		2月14日(土)	
14:30~	10:00~	14:30~	10:00~
岩城村 生活文化センター	生名島 開発総合センター	弓削町 中央公民館	魚島村 開発センター
参加人数 48名	参加人数 106名	参加人数 56名	参加人数 48名

取 扱

会議は傍聴できます

今回の協議会、小委員会の日程については、現在調整中です。決まり次第、広報等を通じて皆様にお知らせします。

編集後記

合併協定項目がすべて確認されました。

これから残された作業に入っていきますが、限られた時間の中で精一杯ベストを尽くしていきたいと思えます。要望・質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。